葬斎場使用料補助制度のご案内

宜野座村には葬斎場がないため、主に金武町葬斎場を使用していただいていますが、その際、 葬斎場所在市町村の住民と葬斎場使用料に差が生じておりました。

その差額による負担の軽減を図るため、葬斎場使用料の一部を補助する「葬斎場使用料補助制度」を４月１日から実施いたします。

補助対象

次の①②③条件を全て満たす場合

① 死亡者が死亡時に宜野座村民であったこと。
② 葬斎場使用申請者が宜野座村民であり、葬斎場で葬儀を行った者。
③ 死亡者及び申請者は、村の賦課する公租公課（非課税世帯及び２０歳未満を除く）の義務を果たしている者に限る。

申請者

葬儀を行い、葬斎場使用料を支払った方。（※原則として、葬斎場使用料領収書の宛名となっている方）

補助金額

申請者が負担した葬斎場使用料から、10 分の 7 を乗じて得た額。（※ただし、3 万 5 千円を上限とする。）

＜現　状＞　金武町葬斎場で大人（**12** 歳以上）の葬儀を行い、冷房を使用した場合
金武町民　15,000円　宜野座村民　50,000円　差額　35,000円

＜計算例＞　金武町葬斎場で大人（**12** 歳以上）の葬儀を行い、冷房を使用した場合
対象経費 50,000 円 × 補助率 7/10 ＝補助額　35,000 円

申請方法

●葬斎場を使用した月の翌月末までに、申請書に次の書類を添えて村民生活課に申請してください。
①　「葬斎場使用料領収書」

● 審査を行ったうえ、交付決定します。

【問合せ・申請先】
〒904-1392　宜野座村字宜野座２９６番地　宜野座村役場 村民生活課
（役場１階／電話 098-968-8501／FAX098-968-5113）